

東京都消費生活対策推進会議特別対策班の取組について

① 家賃保証をめぐるトラブルに関する特別対策班

- 設置:平成20年10月30日
- 構成:消費生活部企画調整課長、調査担当課長、取引指導課長、特別機動調査担当副参事、消費生活総合センター相談課長、都市整備局住宅推進部不動産課長
- 課題
 - ・鍵利用権契約と称し、借地借家法の適用等を免れようとした不当な契約
 - ・家賃保証会社による賃借人の許可を得ない立入り、賃借人家財の処分など
- 結果概要
 - ・問題があると認められる家賃保証会社に対し、条例に基づき指導

② 美容・形成に関する特別対策班

- 設置:平成20年10月30日
- 構成:消費生活部企画調整課長、取引指導課長、特別機動調査担当副参事、消費生活総合センター活動推進課長、相談課長、福祉保健局医療政策部医療安全課長
- 課題
 - ・美容・形成に関する契約方法についてトラブルが多発
 - ・雑誌・ホームページ広告の不当表示による受診の誘引
 - ・ホームページ上の治療費用等の表示は、医療広告ガイドラインの対象外
- 結果概要
 - ・広告については今後指導

③ 消費者教育特別対策班

- 設置:平成21年1月7日
- 構成:消費生活部企画調整課長、消費生活総合センター活動推進課長、教育庁指導部義務教育特別支援教育指導課長、高等学校教育指導課長
- 課題
 - ・小中学校における金融経済教育のあり方について
 - ・都立高等学校における実践的な消費者教育のあり方について
- 検討状況
 - ・小中学生向け金融経済教育モデル事業用教材を開発
 - ・都立高等学校向け教材の内容について検討中

④ 語学留学等斡旋に関する特別対策班

- 設置:平成21年3月31日
- 構成:消費生活部企画調整課長、取引指導課長、特別機動調査担当副参事、消費生活総合センター相談課長、産業労働局観光部振興課長
- 課題
 - ・海外留学仲介大手のゲートウェイ21が破産を申立、被害者1300人余
 - ・直接規制する法律がなく、前払金保全措置が未整備
 - ・解約料制限及びクーリングオフ制度がなく、高額な解約料の請求などトラブルが発生
- 結果概要
 - ・類似の事業者に対し、調査・指導
 - ・事業者調査の結果明らかになった問題点について、国に要望(予定)